

順位	氏名（議席）	発言の要旨	答弁者
4	関 明美（2）	<p>1. ペット同行避難の課題と解決策について</p> <p>日本では、地震や台風、豪雨などによる自然災害が頻発しており、災害時に自宅での安全確保が困難な場合、自治体が指定した避難所に避難することが想定される。その際に問題となるのが、避難者が飼っているペットであり、環境省は災害時のペットの扱いについては、飼い主とペットが避難所に同行する同行避難を推奨している。この同行避難では基本的にペットは避難所には入れず、屋外に置くことが想定されている。</p> <p>能登半島地震において、この同行避難には多くの課題が指摘されている。避難所の管理者がペット同行避難者の受入れを拒否したケースや、避難所には行かず、車中泊や壊れた自宅での避難を選択する被災者が多くいた。避難所へ同行避難をしなかった主な理由は、ペットと離れて避難することにある。特に、当時の能登半島は最低気温が氷点下近くまで下がる中、ペットを屋外に置くことはペットの命に関わることであり、屋外の同行避難はペットの飼い主としては受け入れがたいものであった。</p> <p>ペットを連れた被災者の中には避難所への受入れを拒否され、壊れた自宅に避難していたところ火災に遭い、亡くなった方がいる。珠洲市の65歳男性はこのケースであり、避難所に避難できていれば助かった命であると、誰もが思わずにはいられない事案であった。この男性の死からは、ペット同行避難の問題は人命に関わる問題であることが分かる。</p> <p>ペット同行避難は、東日本大震災や熊本地震だけでなく、能登半島地震においても同じような問題が繰り返し起きており、これまでの教訓が生かされておらず、ペットを連れた被災者も避難所を利用することができるよう、支援の強化が求められる。災害時において一人でも多くの命を救うためには、屋内にペット同行避難者用の避難スペースの確保を行い、同室避難とすることが必要だと考え、以下質問する。</p> <p>(1)本市ではペット同行避難者の避難所での受入れ態勢はどのようなになっているか伺う。</p> <p>(2)本市の防災訓練でペット同行避難を行った実績はあるか伺う。</p> <p>(3)ペット同行避難の課題をどう捉えているか伺う。</p> <p>(4)ペット同行避難の課題を解決することは人命を守ることにつながるものと考えるが、当局の見解を伺う。</p> <p>(5)人命を守るため、事前にペット同行避難者用に屋内に避難スペースを確保し、飼い主とペットと一緒に避難する同室避難とすることが必要だと考えるがいかがか。</p>	市長 及び 担当部長

順位	氏名（議席）	発言の要旨	答弁者
5	新家 大輔（9）	<p>1. シティプロモーションペーパーバッグの活用について</p> <p>本市は、製紙業や輸送用機械器具製造業を中心とした産業のまちとして発展し、現在も家庭紙を中心とした製紙業が本市の基幹産業となっています。</p> <p>また、近年は、スーパーマーケットやコンビニエンスストアでのレジ袋の有料化などの影響から、町なかでは、ペーパーバッグ、いわゆる紙袋の需要が増加しているように感じています。</p> <p>ペーパーバッグに商品を入れて使用することはもちろんですが、企業やお店がペーパーバッグを作る目的は、ほかにもあると考えています。特に、お店のブランドやロゴを広めるために、お店の名前や商品がデザインされたペーパーバッグは、顧客が商品を持ち歩く際に広告として活用されています。</p> <p>ペーパーバッグは、リサイクルも可能で、プラスチックバッグに比べて環境負荷が低い、エコで環境に優しい製品であります。プラスチックバッグからペーパーバッグへの転換は、企業や小売店においてCSR（企業の社会的責任）を示す重要な要素となっており、行政が率先してペーパーバッグを使用し、シティプロモーション等に活用することは大変重要であると考えます。</p> <p>本市でも、シティプロモーションペーパーバッグが製作され、本市のPRに活用されておりますが、より市民の目に触れ、多くの人に活用されるようにするため、以下質問いたします。</p> <p>(1) これまでのシティプロモーションペーパーバッグの販売実績はいかがか。</p> <p>(2) 今後のリニューアルの際に、素材を全て紙に変更することはできないか。</p> <p>(3) カラー版のペーパーバッグのほかに、廉価版のペーパーバッグを製作し、シティプロモーションを目的に、市内のイベント等でペーパーバッグを無料で使ってもらうことはできないか。また、ペーパーバッグに協賛企業名やロゴを印刷することはできないか。</p>	市長 及び 担当部長

順位	氏名（議席）	発言の要旨	答弁者
6	植松 光徳（8）	<p>1. 富士市立中央病院の目指す姿と健全な病院経営について  市民が安心して質の高い医療や患者サービスを受けられるためには、安定した経営基盤が確立され、健全な病院経営が図られる必要があります。富士市の基幹病院である富士市立中央病院では今年度より富士市立中央病院中期経営改善計画（公立病院経営強化プラン:以下、「経営強化プラン」という。）が改定され、運用が開始されました。</p> <p>また、本年度は医療、介護、障害福祉の3つの報酬が6年に1度同時に改定されるトリプル改定の年です。診療報酬は医療機関が保険適用範囲内の医療行為や医薬品を提供した対価であり、国の示す方向性に沿って医療機関全体を動かしていくものです。つまり上位の診療報酬を算定することで、医療の質を高め、よりよい医療を患者に提供できます。本改定では賃上げ、医療DX、ポストコロナの感染対策の推進などが主な改定ポイントとして国から示されました。</p> <p>そこで、持続可能な医療提供体制確保のための経営強化プラン・診療報酬改定を踏まえた中央病院の目指す病院経営の在り方について、以下伺います。</p> <p>(1) 新型コロナウイルス感染症患者を受け入れたことによる補助金により黒字化したが、その補助金がなくなった今、具体的にどのように本来業務である医業収益を増やしていくのか。</p> <p>(2) 本計画期間中に地方公営企業法の一部適用から全部適用へ経営形態の見直しを検討するとあるが、そのスケジュールを伺う。</p> <p>(3) 医療職等の賃上げを評価したベースアップ評価料について、多くの職種が対象となるが、中央病院で評価料の対象として賃上げを図った職種はどの職種か。</p> <p>(4) 三次救急医療機関などと地域の一般病院との平時からの連携と実際の転院搬送を評価した救急患者連携搬送料についてどのように算定を進めているか。</p> <p>(5) 適切な診療記録の管理を行っている体制を評価する診療録管理体制加算1の取得のため、セキュリティーにおけるBCPを策定し、訓練・演習を実施することについてどのように進めていくのか。</p> <p>(6) 地域における高度急性期医療を実施する体制を評価した急性期充実体制加算の取得のためには、年間2000件以上の全身麻酔件数や350件以上の緊急手術が必要となる。経営強化プランでは令和10年の全身麻酔の目標値が1800件であり、緊急手術の件数も定められていないが、この理由を伺う。</p> <p>(7) 経営強化プランでは、令和10年には病床利用率を81%へ上昇させる目標設定を行っているが、経営戦略に絡んだベッドコントロールを担うセンターを設置してはいかかか。</p>	市長 及び 担当部長

順位	氏名（議席）	発言の要旨	答弁者
7	川窪 吉男（29）	<p>1. 富士市における救急医療体制の充実について</p> <p>(1) 富士市における救急医療体制の在り方について。</p> <p>本市では、救急受入れ困難事案、いわゆる630問題が県内でも突出した件数であるのは周知の事実です。その中で、今年1月から富士市独自の取組として、特に630問題の多い平日昼の時間帯に富士市医師会の協力の下で一次救急輪番体制が構築され、630問題の件数は減少してきています。また、富士市立中央病院では初となる救急専門医が週1回配属され、救急患者も大分スムーズに受け入れられています。</p> <p>しかし、630事案は依然として発生しており、特に当市の救急医療の要である富士市救急医療センターでは、支えてくださっている医師会会員の先生方の高齢化や、大学病院での働き方改革による派遣医師の持続性等、今後も現在と同じような体制を維持することは難しくなっています。そこで、本市における救急医療体制について市の考え方を確認するため、以下伺います。</p> <p>① 救急医療センターの今後の存続について、どのような考え方なのか伺います。</p> <p>② 昼の時間帯の一次救急輪番体制の今後の継続についてどのように考えているか、また、それ以外の630問題が発生している8時台と18時台の時間帯についてはどのように考えているか伺います。</p> <p>③ 富士市では私的病院に委託している二次救急輪番体制が外科のみとなり、内科での輪番体制はしばらく構築できていない状況が続いているが、内科、外科の枠にとらわれず、富士市独自の二次救急医療体制を担えるような仕組みを構築してはいかかが伺います。</p> <p>(2) 救急隊の判断による搬送先医療機関の選定と医療機関の受入れ体制について。</p> <p>救急隊は患者の状態に見合った医療機関へ収容の依頼をしているが、救急隊の判断による一次救急医療機関と二次救急医療機関の選定では、断られるというケースが発生している。そのため、救急隊が一次、二次と判断する収容依頼先に、スムーズに受け入れてもらえるような体制を構築できないか伺います。</p> <p>(3) 年末年始の感染症流行を見据えた富士市の対応について。</p> <p>新型コロナウイルスが感染症法上の5類に移行されて1年が経過しました。行動制限や感染症への補助など様々な支援策も廃止され、通常的生活様式となりつつあります。しかし、新型コロナウイルスに感染することにより重症化してしまう人がいる病気であることは同様であり、引き続き一定の感染対策や今後の新興感染症への備えは必要です。</p> <p>特に、年末年始は多くの医療機関は休診となります。昨</p>	市長 及び 担当部長

順位	氏名（議席）	発 言 の 要 旨	答 弁 者
7	川窪 吉男（29）	<p>年富士市で行った年末年始の発熱外来の輪番体制では、5日間で1000人以上の患者が来院されたそうです。この数を救急医療センターが一手に引き受けた場合、本来診るべき疾患が診られなくなる恐れがあります。そこで、富士市における年末年始の感染症流行を見据えた対応についての考えを伺います。</p> <p>① 今年度の年末年始の発熱患者への対応は、どのような方策を考えているか伺います。</p> <p>② 平時からの感染症対策として、関係団体が一堂に会して議論するような委員会等の協議の場を設置したらいかがか伺います。</p>	市長 及び 担当部長

順位	氏名（議席）	発言の要旨	答弁者
8	伊東 美加（7）	<p>1. 富士市立中央病院における救急医療体制の充実について</p> <p>現在、630問題をはじめとした救急医療の様々な課題が顕在化しています。その中でも、地域の基幹病院として二次救急を担う富士市立中央病院の救急医療体制については、今後予定されている病院建て替えも相まって、様々な検討がなされているところではあります。</p> <p>一方、平成3年に施行された救急救命士法では、救急救命処置が実施可能な範囲が、医師の指示の下に、重度傷病者が病院もしくは診療所に搬送されるまでの間とされており、本市の救急隊に配属された救急救命士も、救急現場においてその実力を遺憾なく発揮しています。その後、令和元年11月に、救急救命士のさらなる活用を提案した、救急救命士が医療機関で業務する必要性と課題解決のための提言が、消防機関以外に属する救急救命士の業務の質の向上と活用に関する協議会より提出されました。</p> <p>こうしたこともあって、令和3年10月に法改正があり、救急救命処置が実施可能な範囲に、重度傷病者が病院もしくは診療所に到着し、当該病院もしくは診療所に入院するまでの間が追加されました。提言した協議会のメンバーには救急医療の現場を熟知した大学教授も多く、これは、救急医療に携わる医療スタッフ全員の負担軽減を図るための法改正であると言えます。今後、富士市立中央病院でも救急救命士を活用していくべきだと考え、以下質問いたします。</p> <p>(1) 現在、富士市消防本部に配属されている救急救命士の配置状況、業務内容、研修内容について伺います。</p> <p>(2) 富士市立中央病院は救急外来の業務が非常に逼迫しています。また、将来的な人材不足も懸念されています。救急外来に救急救命士を配置し、医師や看護師の業務の一部を担うことで、それぞれの負担軽減につながると考えますが、配置のお考えはあるでしょうか。</p> <p>(3) 富士市立中央病院の救急外来の課題の一つに、救急医の不在が挙げられます。現在は週に1回、東京慈恵会医科大学から救急医を派遣していただいております。大きな成果を上げていると伺っています。今後、常勤医師を配置して、救急科を新設すべきであると考えますが、このことについてのお考えを伺います。</p> <p>2. パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度の普及状況について</p> <p>富士市では令和3年4月にパートナーシップ宣誓制度、昨年4月にファミリーシップ制度をスタートさせました。この制度におけるパートナーシップとは、お互いを人生のパートナーとして認め合い、相互に責任を持って協力し合って共同生活を行うことを約束した二人の関係としています。またファミリーシップとは、パートナーシップにある方と、パートナーシップにある双方または一方の子、親、その他市長が認め</p>	市長 及び 担当部長

順位	氏名（議席）	発言の要旨	答弁者
8	伊東 美加（7）	<p>る者とが互いに家族として協力し合う関係をいいます。宣誓制度は、お二人、あるいは御家族がこのような関係であることを市に対して宣誓し、市が宣誓書を受領したことを公的に証明するものです。</p> <p>この宣誓制度は、セクシュアルマイノリティーの方々だけでなく、夫婦別姓のために事実婚を選択された方など、様々な事情を持った方が活用することができる制度です。この制度は当事者だけではなく、多くの市民の方に知っていただいて、全体の理解の下で進めていくべきものであると考えています。そこで、以下のとおり伺います。</p> <p>(1) パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度の利用実績について伺います。</p> <p>(2) 昨年度、地区の文化祭等でパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度について男女共同参画地区推進員が男女共同参画アンケートを実施しましたが、その調査内容と結果について伺います。</p> <p>(3) 男女共同参画アンケートの結果についてどのようにお考えか伺います。</p> <p>(4) パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度を推進するに当たっては、当事者を取り巻く環境をよりよい状況にすることが肝要だと考えます。そのためには、性の多様性などの理解促進も重要になると思いますが、どのような啓発活動を実施しているか伺います。</p>	市長 及び 担当部長

順位	氏名（議席）	発言の要旨	答弁者
9	佐野 智昭（18）	<p>1. 改定される富士市緑の基本計画（第三次）に求めること  富士市緑の基本計画（第二次）（以下、「既計画」という。）は、令和7年度（2025年度）に目標年度を迎えるため、次期計画として富士市緑の基本計画（第三次）（以下、「新計画」という。）が令和6年度と令和7年度の2年間で策定される。緑の基本計画は、都市緑地法第4条に基づき、本市における緑地の保全や緑化の推進に関して、その将来像、目標、施策等を定めるものであり、本市の緑地の保全及び緑化の推進を総合的、計画的に実施していくための重要な計画であると認識している。</p> <p>一方で、本市においても人口減少、少子高齢化が進み、社会経済情勢が大きく変化してきている中で、緑地の保全や緑化の推進に当たっては、様々な課題も顕在化してきているところである。</p> <p>そこで、新計画については、考えられる理想的な施策、取組等を網羅的、抽象的に示すだけでなく、課題等を的確に捉え、実態に即した施策、取組等を定め、具体的に進めていくための方策を示すなど、より実質的なものにしていただくことを求め、以下質問する。</p> <p>(1) 既計画の基本施策に示されている主な取組については、計画期間中どのように進捗管理を行い、点検・評価してきたか。</p> <p>(2) 新計画策定に当たっては、多様な方々の意見を聞く機会を設けることが必要であると考えているがいかがか。</p> <p>(3) 新計画で重視すべき視点をどのように捉えているか。</p> <p>(4) 新計画の実効性を高めるため、計画に定める取組等については、具体的な内容や主体・関係機関、実施時期などを明記するか、別途アクションプランなどを策定することを提案するがいかがか。</p> <p>2. 策定される新たな富士市観光基本計画に求めること  富士市観光基本計画（以下、「既計画」という。）は、令和6年度（2024年度）が目標年度であるため、次期計画（以下、「新計画」という。）が本年度策定される。</p> <p>アフターコロナとなり観光需要が急速に回復し、本市においてもインバウンドが急増している一方で、一部ではオーバーツーリズムの問題が発生しているなど、本市の観光を取り巻く状況も大きく変化してきている中で、本市の観光政策の考え方や方向性、施策を示す観光基本計画の意義や役割は、今まで以上に重要であると認識している。</p> <p>そこで、新計画については、より積極的に観光施策を推進していくという視点に立って、より実効性の高いものにしていただくことを求め、以下質問する。</p> <p>(1) 既計画については、計画期間中どのように進捗管理を行い、点検・評価してきたか。</p> <p>(2) 新計画策定に当たっては、観光に関わる方、観光客と直</p>	市長 及び 担当部長

順位	氏名（議席）	発言の要旨	答弁者
9	佐野 智昭（18）	<p>に接している方など、多様な方々の意見を聞く機会を設けることが必要であると考えがいかがか。</p> <p>(3) 新計画においては、誘客を促進する地域やエリアごとに、観光振興の方向性、施策を定める必要があると考えがいかがか。</p> <p>(4) 新計画の実効性を高めるため、計画に定める施策等については、具体的な内容や主体・関係機関、実施時期などを明記するか、別途アクションプランなどを策定することを提案するがいかがか。</p>	市長 及び 担当部長